

ヘンリッヒ著『マックス・ウェーバー

## の科學論の統一』

Dieter Henrich, Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers. Tübingen: Mohr 1952. 132 S.

ウインケルマン著『マックス・ウェー

## バーの支配社會學における

## 正當性と合法性』

Johannes Winckelmann, Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie. Tübingen: Mohr 1952. 120 S.

中村貞二

一九五二年には西ドイツにおいて二つのウェーバー研究書が出版された。一つはヘンリッヒの「マックス・ウェーバーの科學論の統一」であり、他はウインケルマンの「マックス・ウェーバーの支配社會學における正當性と合法性」である。前者は、ウェーバーの多彩な著述のうちで社會科學方法論の書とし

書評

てもつとも多く讀まれ、利用され、解釋されてきたところの「科學論文集」をとり上げ、そこに收められた諸論文を、根本的な立場に變化はないとして、一の統一において理解し、ウェーバーの論議の構造と哲學的基礎に光をあてた點でユニークな書物といえよう。後者は、ウェーバー晩年の中心問題たる近代西歐社會の解明のうち、支配關係を標準とした社會學的研究「經濟と社會」を主としてとり上げ、そのなかでもとくに彼の關心の的であつた合理的、合法的支配に焦點を合わせた書物であつて、ヘンリッヒのものと比べて、いかにも手堅い感じがする。そのさいウインケルマンは、ウェーバーの當面し、分析し、敘述した問題を、ウェーバーの意圖にさかのぼり、しかも今日のなまなましい危機意識に支えられて、整理しているといつてよいだろう。まず兩者の所説の大略を紹介する。

### I

ヘンリッヒのいうところによれば、科學論文集にかんする従來の研究書は、収録された諸論文の特異な性格のために、これを一貫した思想のもとに捉えることがなかつた。いまやその敘述を根據づけている暗黙の基礎にまで迫り、該論文集の理論的な統一を企て、その原理的な骨組を提示しなければならぬ。かくて、本書はまずウェーバーの社會科學方法論の構造を、とくにリッカートの哲學との關係に注目しつつ、人間學的な原理にさかのぼることによって説明し(第一部、方法論の基礎)、つ

いでウェーバーが暗示的に表明した倫理觀を、右の場合と同じく、原理的に理解しようとする(第二部、倫理の基礎)のであって、正確には「マックス・ウェーバーの科學論文集の統一」を企てている。

およそ現實科學としての社會科學は、歴史的現實を因果關係によつて規定された具體性において究明しようとする歴史科學であり、それ故にまた因果分析的な經驗科學である。だが歴史的現實を一義的に把握する方法を定式化することが困難であるのは、この現實がまさに無限の多様性として與えられているからであり、リッカートのいわゆる異質的連續 *das heterogene Kontinuum* であるからである。有限な人間精神が無限な現實のうちに認識しようとするものは、そのうちの「知るに値する」一部分にすぎない。およそ歴史科學が年代記から區別されるのは、それが現實の連續を認識にとつて重要なものと判斷する觀點 *Gesichtspunkt* に支えられているからである。この觀點は現實の諸連關に對應して多數でありうるが、その實さいの設定はたんに恣意的ではなく、ある必然性によつて支えられている。これが價值 *Wert* であつて、もろもろの觀點は、實は價值に從屬してはじめて現實的となるのである。このようにウェーバーは觀點と價值をはつきりと區別した。彼は「社會科學的および社會政策的認識の客觀性」の論文のなかで、具體的な觀點の設定が流動的であることを主張してはいるが、しかしそれらはずねに固有の價值内容に從屬していることを見逃してはな

らない。ウェーバーが近代資本主義、西歐的生活の合理化、和音和聲的音樂の成立等々を觀點の流動として思い浮べたとき、その前提には人間の基本構造に制約された價值の概念があつた。このものこそ歴史的個體にかんする認識を意味あらしめ、ウェーバーをして文化科學を可能にする「先驗的前提」について語らしめたものである。ウェーバーが觀點の流動可能性を述べたことをもつて、彼を相對主義者のなかに組み入れる試みは、明らかにウェーバーを見誤つており、ヘンリッヒは「マックス・ウェーバーが具體的な觀點の流動可能性を強調しているのは……一つの逸脱である」(三四ページ)とさえいつている。

つぎに方法の具體化がなされる論理構造をみると、文化科學的現實認識は認識主體と認識客體との同一性に基いており、ウェーバーはこれを理解 *Verstehen* とよんだ。しかし歴史的現實はさまざまな屬性の總體として現われ、實さいには異質的連續として不可分な現實が體験される。だが體験の全成分を理解しつくすことはできず、ここで體験を意識の明證 *Evidenz* にまで高めることが必要になつてくる。このようにして、それ自身身限界的な場合 *Grenzfall* である意識的な行爲(目的合理的行爲)に「理解」がかかわりをもつてくる。理解の操作はこの合理的、理性的行爲を一つの標準としながら、さまざまな社會的行爲の動機をさぐり出す。「それ故に、理解は一つの產婆術的な *maieutisch* 技術である」(四二ページ)。だから理解的科學の特徴は、所與の現實の一切の非合理性を見捨て、本質的に合

理的な意味ある行爲をその分析の中心にすえる方法的權利をもっていることにあるのだが、それだからといって、合理的な解明は目的—手段の關係においてのみ可能であるというのではない。ただ「このような基礎がなければ、文化科學の概念構成にかなする科學論の全理論は完全に無意味となる」(四九ページ)。

また、理解の操作によって文化科學的認識をえようとすると、何らかの種類の法則論的な知識 *nomologisches Wissen* を缺くことはできないが、これは具體的な現實に對して暫定的な意味をもつにすぎない。法則論的な知識がいわば「外からの」認識手段としてはたらくのに對して、理解はこれよりも一そう人間的な意味に關係づけられた存在の諸連關に「くいこむ」ことができ、いわば「内からの」認識を行なう。こうして、理解されたものが經驗的現實に合致するときは、この理解的認識は同時に、經驗的現實にかなする因果認識の最高の形態を示したことになる。

だがここで、人間は動物と共有する非合理性からの脱出を本質的傾向としてもっている自由な人格 *Personlichkeit* として考えられていることが重要である。これが先に述べた「人間の基本構造」の具體的な内實なのであるが、このように動物的な束縛を脱し、價值意識を擔った人間(文化人)は、文化において理性を實現しようとする理性的本質 *ein vernünftiges Wesen* と考えられる。このようにして、理解的科學と歴史科學、理解的認識と因果認識とは、ともにかかると性質の人格に出發

書 評

し、これをとり扱うものとして同一である。だが、かくてウェーバーの方法論の基礎および原理として人間學的定言が現われ、科學論文集は、倫理をもふくめて、この上に立つている。ウェーバーが哲學にとつて重要なのは、彼が方法論のなかで哲學的な議論をしたためではなく、逆にそれをせず、またする必要を感じなかったがためにはかならない。彼は方法論の諸問題を展開するためにリッカートの用語を借用してきたのであるが、彼の哲學的態度はリッカートのそれと完全にことなっている。彼をリッカートの學派にかぞえるのは誤りであろう。むしろ彼の人間學的定言こそ哲學にとつて重要なのであり、これは彼自身の財産といつてよい。

以上の第一部で現われた理性的本質としての人間は、理解的科學と歴史科學の當事者であり、また——ある制限をつければ——對象でもあったが、それと同時に、この概念こそ該論文集の基礎であり、方法論と倫理を媒介するものとなる。従来、ウェーバーは「神々の鬭争」、すなわち諸價値の相對主義を唱え、このことは史的研究における觀點の流動と無縁ではないと考えられてきた。およそウェーバーにおいて、人は何を文化價値の内實と見るべきかということの客觀的な規準はない。しかし、ウェーバーはここでも人格の意味を重視し、人間は意識して生を送り、文化價値(目的)を實現する鬭争にはいりこむべきだと命令している。これは規範的倫理として行爲における内的な無矛盾性(知的誠實)を要求することができる。現實のパラド

ックスはしかし、人間を「日常の淺薄化」や「人間的な安逸」に追いやる危険を藏している、この倫理は、日常の安逸に墮すること（平均倫理 Durchschnittsethik）なく、理性の敢爲をよび起して決斷（立場の決定）を命令する英雄倫理 Heldethik となる。だが、人間が情熱的に決斷して、理性を實現するために非合理性を切りひらいてゆく場こそ歴史である。だから「科學論文集の全内容はつぎの見解に總括される。すなわち、道徳的—實踐的な人間理性のみが、歴史を理解するのである」と（一三一ページ）。

II

ウインケルマンはウェーバーの社會學が、たとえば方法論自體から接近できるものではなく、彼の著作に内在する歴史意識からのみ接近できるものと考えており、まずウェーバーの歴史把握の立場と理解社會學の關係、理解社會學の特性とその精神的背景の關係などについての含著多い序文を記したのも、とくに正當的支配の特別な類型としての合法的支配を特徴づけ（第一部、支配の基礎としての正當性）、つぎに目的合理性の宿命的問題でもあるところの合法的支配の問題性をきわ立たせ（第二部、合法的支配の本性と變貌）、最後に結論と總括を與えている。ウインケルマンは、この現代的な問題の解明が同時にウェーバーの支配社會學の本質的な解明であると考えている（ここから實踐的、政治的な歸結を引き出すことは彼の研究の

枠外のことには屬する）。

さてウェーバーが支配構造を経験的に分析したとき、支配の確實な基礎としての正當性の信念 Legitimitäts glaube がその中心に立つており、かくて彼はこの信念（またはこれを喚起し、育成しようとする支配者の要求）の種類に応じて正當的支配の純粹型を定立した。ウェーバーの分析の出發點は社會的行動の四類型であり、ここからまず正當的秩序の妥當根據の三類型が

I. 行爲類型	II. 正當的秩序の妥當根據	III. 正當的支配類型
1. 傳統的	1. 傳 統 的 信 念	1. 傳 統 的
2. 感 動 的	2. 信 念 價 值 模 範 a) 價 值 模 範 b) 啓 示 模 範	2. カリスマ的
3. 合 理 的 a) 價 值 合 理 的 b) 目 的 合 理 的	3. 法 規	3. 合 理 的

發展させられ、これが正當的支配の三類型を解明する基礎となつてゐる。支配類型を規定するのは正當的な妥當の表象に方向づけられた社會的行動であるから、これらの類型論の諸範疇は内的一貫性をもつて對應しないわけにはゆかない。かくてウインケルマンはこの關係を上のように表式化している（三六ページ）。

ところでウェーバーが支配形式の純粹な三類型を定立したのは、何よりもそれらが正當性の限界をふみこえて非正當的な退化形式に移行する衝

動をもっているためである。あらゆる正當的な支配形式は、歴史的発展過程のなかで正當的妥當の固有の限界に容易に近づき、かくて三つの支配類型の間の抗争 *Ambivalenz* が起ってくる。およそある支配関係がなり立つためには、「上からの權威、下からの信頼」(シエイエス)といわれているように、支配者の正當性の要求に對する被支配者の内的な同意、すなわち服従意欲がなければならず、また、これを失うときにはその支配は長続きすることができなくなる。この下からの、支配の事實上の正當化と、上からの、支配の規範的、理論的辯明 *Rechtfertigung* とは、フェレロの指摘をまづまでもなく、ウェーバーがすでに區別しているものである。

以下の行論において問題を合理性の平面にしばってみれば、ある秩序への行爲の合理的な方向づけは、(一)價值合理的であるか、または、(二)純粹に目的合理的でありうる。つぎにその秩序が合理的な正當性として妥當するためには、(一)價值合理的な信念によるか、または、(二)その合法性が信じられる積極的な法規 *Satzung* による必要がある。後者における合法性の表象が正當的な支配權力への信念を前提しているかぎり、およそ合法性の信念 *Legitimationsglaube* は何よりも合理的、正當性の信念である。このようにして合理的な性格をもった正當的支配——合法的支配——の基礎がでさる。だが問題は、この支配形式とその合法性を規定する合理性が現實に價值性と結びついているかどうか、ということであろう。およそ目的合理的な動機に

よつでのみ行われる秩序への方向づけには、正當化のための決定的なモメント(價值に方向づけられた合理性とそれに支えられた正當性の信念)が缺けている。かかる經驗的に合法的な秩序の妥當と正當的なそれが區別されねばならぬように、合法的支配を正當性として表象するためには、それを基礎づける價値の存在が問われねばならない。合法的支配自體のなかで、暴力の跳梁を許す無關心主義が發生しうるのは、この價值性の存在が忘れさられるためにほかならない。

以上の第一部に見たところから分るように、合法性と正當性の關係は一義的に見通しうるものではない。ここからシュミットは合法性概念の問題性をすどく分析し、合法性と正當性を對立させた<sup>(10)</sup>。彼によれば、ウェーバーは合法性を他の正當性の諸形式と同じ平面でとり扱い、合法性をも正當性の概念のなかに一括してもちこんでいる。そこでシュミットは、合法性が正當性の形式としての實質的な秩序の内容を缺いているために、これをたんに形式的、法律的な適法の條件にすぎぬとした。このようなシュミットの修正に對して、ワインケルマンは、ウェーバーの合法性概念は價值合理的な原理を基礎としていると主張する。ウェーバーが合法性の信念を正當性の形式としたのは、これが、絶對的な妥當の合理的に推論されている價值、規範、公準などの價值的諸表象を基礎としているからにほかならない。そしてこの實體的、價值的諸表象が非人格的な合法的支配を合理的な法規の支配(合理的支配)たらしめるものであ

る。

ところがウェーバーの直面した政治社會は純粹に目的合理的な、すなわち、價値を信することなしに法規化された形式的規則を生み出している。ますます増大する近代社會の要請に對して、この形式的、目的合理的合理化、この「功利主義的な淺薄化の過程」が答えたのである。こうして立法者の觀念のなかには、たんに形式的に合法的な支配ならばそれはすでに正當化されている、という妄想がはびこるにいたる。生活態度は自然化し、虛無化し、これは右のような目的合理性の侵入を防ぐ最後の障害を、立法者に對してもまたとり除いてしまふ。しかし、ウェーバーが合法的支配を独自の正當的な類型としたのは、それが價値合理的な法規の支配たるかぎりであつて、純粹に目的合理的に方向づけられた立法技術的な（功利主義的）機能主義的（合法主義）Legalismusは、真正の正當性の形式では決してありえないことを彼はよく知つていた。それにもかかわらず、ウェーバーがこれを正當の支配の妥當に關係づけたのは、(一)前進する形式的な合理化は合理的な収益資本主義および社會的現實の計算可能性と官僚制化の要求の本質的な隨伴現象であること、(二)およそ合法的な法規の支配ならばすべて本質的に同一の諸範疇によつて規定されていること、(三)目的合理的な合法的支配は今日もつともよく知られた支配形式を現わしていること、等々の事情による。ウェーバーは誰よりもするどく、市民的、合理的な時代が非合理的、デマゴグ的、獨裁的な時期

に突入するかに見えたところの暗い歴史のどろきをきいた。

「問題のほかならぬ歴史的な現状を感じとつた人、そして燃えるような熱情で當時の政治的問題性を合理的に制御しようとする、望んだ人」ウェーバーにとつて、「合理的な團體構造と支配形式の問題性は、政治的にも科學的にも、みずからの生存の問題そのものであった」(六四―五ページ)。このようにして、ウェーバーにおける純粹な類型の抽象的な敘述は、當時の政治現象の具體的な分析に迫つてゆかざるをえなかつた。だからシュミットの誤解は、ウェーバーが想像上の正當性の表象と客觀的に妥當するそれとの間に區別をつけなかつたことから生じた。

また、右の歴史的過程は實質的法律概念から形式的法律概念への歴史的発展と對應している。本來保たれていた實質的な法秩序と形式的な法律體係の間の緊密な關係は、法律實證主義 Gesetzspositivismus の無前提な形式性が侵入してきて破られ、法律はたんに議會の多數派の決議であるにすぎなくなる。かくて法と不法を區別する基準が失なわれ（價値中立主義）、多數派の機能主義は、この多數派の欲し、行うものすべてを法と合法性に轉化することを許したのである。そして、現代にもあてはまるこのような危機に直面して、ウインケルマンは、右のように誤解され、誤用された合法性概念の演じた悲劇の克服は「理性」を棄て去つて魔術に還り、非合理主義の諸形式を辯護することによつて可能なのではなく、實體をもつた價値と人間の存在の價値性を掲げることによつてのみ可能であること

を、くり返し強調している。

### III

最後に、兩者に對する若干の感想をつけ加えてみる。ウェーバーは科學的認識と實踐的價值判斷を峻別したが、このことはもちろん、彼の認識志向が實踐的な價值關心の下に立つてゐることをさまたげることにはならないし、またさまたげることもしできない。いま、兩著を比べてみると、ともに科學的な關心を支える實踐的な關心に注目してゐることが分る。ヘンリッヒが科學論文集の統一原理とした「理性的本質」は、認識する人がよく行爲する人であることを明快に解き明かしてゐる。しかし彼はその人格主義的な議論によつて、ウェーバーにおける究極の價值を客觀的に妥當する理性におき、ウインケルマンやレウィット(Lewitt)がよく書き出したところの、時代の宿命としての形式的な合理化による價值秩序の顛倒という考え方からは遠い。彼はヘーゲルとウェーバーの類似について語つてゐるが、ここから道徳的決斷の「あれか、これか」はでてこないし、また、ウェーバーが拒否したところの、何らかの法則の自己展開による歴史的發展の構想に對して決着をつけられねばならないだろう。(このことはウェーバーにおける類型論のもつ意味と關係してくる。類型論はしかし、ウェーバーの場合、本質的に近代西歐社會の成立を、時間的、空間的な距りから比較して問う方法的手段と考えられるのであつて、ヘンリッヒはこの視角を缺いて

いる。だがウインケルマンは、ウェーバーの分析と診斷を近代西歐人の運命の把握であると意識し、政治論や宗教社會學への洞察をふまえた上で研究を行つており、ウェーバーの意圖をよく具體化してゐるように思われる。)これは、ヘンリッヒが科學論文集だけを考察の對象として、その骨組を示すにとどめた結果かもしれない。

これに反してウインケルマンは、ヘンリッヒにおける理性的の抽象的、一義的把握をこえ、支配構造の分析を通して、合理的、理性的なもの、歴史の轉應の過程を語つてゐる。そのさい、ウインケルマンが合法性を本來合理的正當性であるとしたのは、そのなかに合理的な價值の體現をみたためであり、しかも、價值秩序の顛倒に對しても克服の可能性を主張しえたのは、ウェーバーのなかに理性への信頼を讀みとつたためであろう(ウインケルマンは眞正の目的合理性を無心情的なものとは考えていない)。だが價值性を失つた目的合理的、合法的支配の優勢に直面して、獲得すべき目標とされる實體的な價值性の内實は自由と平等であることが暗示されてゐるが、われわれにとつて必要なことは、理性への信頼に安んじて、現代の支配構造をウェーバーの類型論に則つて整序することではなく、むしろウェーバーを出發點としながら、現代の支配諸構造の實質的な機能連關をまず特徴づけてみることであろう。そのときウインケルマンはウェーバーを發展させるものとなり、かくてウェーバーの危機意識もまことに新らしく活かされてくるのではないだろう

## 一橋論叢 第三十五卷 第六號

- (1) このほか——ウェーバーに對象を限定した研究ではなうが——最近注目すべきものとして Carlo Antoni, Vom Historismus zur Soziologie, übersetzt von W. Goetz, 1950 (Dallo Storicismo alla Sociologia, 1938).; Georg Lucács, Die Zerstörung der Vernunft, 1954, 2. Aufl. 1955. が出版された。前者は歴史主義の展開をウェーバーの類型論的社會學に即して捉え、その性格と批判を興えており、後者はウィルヘルム二世時代を背景とするウェーバーの社會學を、ドイツ非合理主義の流れのなかで批判的に概観している。
- (2) 本書は一九五〇年秋、ハイデルベルク大學哲學科に提出された學位論文に基いてゐる。
- (3) 本書の附録に(一〇六—一一〇ページ)「ウェーバーの死後發表された「正當的支配の三つの純粹型」Die drei reinen Typen der legitimen Herrschaft, in Preussische Jahrbücher, Bd. 187, 1922. が再録されており、ウインケルマンはこれを参照するところが多い。なお彼は「科學論論文集」第二版を新たに編輯した人として知られてゐる。
- (4) Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 1922, 2. Aufl. 1951.
- (5) Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomik, III. Abt. 1921—22, 2. Aufl. 1925, 3. Aufl. 1947.
- (6) アントニオ・グエンタニョンの著作 (Alexander v. Schelling, Max Webers Wissenschaftslehre, 1934.) をもととも高く評價してゐるが、これは該論文集を體系化する基礎を缺いてゐると難じてゐる。
- (7) 論文集一三一—三二ページの箇所をアンリッドは論文集の謎を解決する鍵だとする。
- (8) 正當的秩序の妥當根據は「經濟と社會」第一部初版の目次に従つて、傳統、信念、法規の三類型とされる。
- (9) Guglielmo Ferrero, Macht, 1944.
- (10) Carl Schmitt, Legalität und Legitimität, 1932.
- (11) Karl Löwith, Max Weber und Karl Marx, in Arch. f. Sozialwiss. u. Sozialpol. Bd. 67, 1932. (柴田・脇・安藤共譯) ウェーバーとマルクスマン一九四九年) —一九五六・一・二〇—